

執行機関の附属機関に関する条例（抄）

制 定 昭 和 32 年 3 月 29 日 条例第 302 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項（附属機関の設置）に基づき、本市に設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例で定めるものを除くほか、別表のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

（委任）

第 3 条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関について必要な事項は、市長が別に定める。

別 表（第 2 条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担 任 事 務
市 長	吹田市青少年問題協議会	青少年問題の総合的施策の樹立についての調査審議及びその施策を実施するために必要な関係行政機関相互の連絡調整に関する事務